

# 監査報告書

平成 13 年 6 月 28 日

株式会社 神戸製鋼所

代表取締役社長 水越 浩士 殿

## 朝日監査法人

代表社員  
関与社員 公認会計士 下地 章夫 印

代表社員  
関与社員 公認会計士 乾 一良 印

関与社員 公認会計士 北山 久恵 印

当監査法人は、証券取引法第 193 条の 2 の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社神戸製鋼所の平成 12 年 4 月 1 日から平成 13 年 3 月 31 日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結剰余金計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。

この監査に当たって、当監査法人は、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠し、通常実施すべき監査手続を実施した。

監査の結果、連結財務諸表について会社の採用する会計処理の原則及び手続は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠し、かつ、前連結会計年度と同一の基準に従って継続して適用されており、また、連結財務諸表の表示方法は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 51 年大蔵省令第 28 号)の定めるところに準拠しているものと認められた。

よって、当監査法人は、上記の連結財務諸表が株式会社神戸製鋼所及び連結子会社の平成 13 年 3 月 31 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

(注) 会社は、当連結会計年度より追加情報の注記に記載のとおり、退職給付に係る会計基準、金融商品に係る会計基準及び改訂後の外貨建取引等会計処理基準が適用されることとなるため、これらの会計基準により連結財務諸表を作成している。

以 上

---

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。

# 監査報告書

平成 14 年 6 月 26 日

株式会社 神戸製鋼所

代表取締役社長 水越 浩士 殿

朝日監査法人

代表社員  
関与社員 公認会計士 下地 章夫 印

代表社員  
関与社員 公認会計士 乾 一良 印

関与社員 公認会計士 北山 久恵 印

当監査法人は、証券取引法第 193 条の 2 の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社神戸製鋼所の平成 13 年 4 月 1 日から平成 14 年 3 月 31 日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結剰余金計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。

この監査に当たって、当監査法人は、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠し、通常実施すべき監査手続を実施した。

監査の結果、連結財務諸表について会社の採用する会計処理の原則及び手続は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠し、かつ、前連結会計年度と同一の基準に従って継続して適用されており、また、連結財務諸表の表示方法は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 51 年大蔵省令第 28 号)の定めるところに準拠しているものと認められた。

よって、当監査法人は、上記の連結財務諸表が株式会社神戸製鋼所及び連結子会社の平成 14 年 3 月 31 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。

# 監査報告書

平成 13 年 6 月 28 日

株式会社 神戸製鋼所

代表取締役社長 水越 浩士 殿

## 朝日監査法人

代表社員  
関与社員 公認会計士 下地 章夫 印

代表社員  
関与社員 公認会計士 乾 一良 印

関与社員 公認会計士 北山 久恵 印

当監査法人は、証券取引法第 193 条の 2 の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社神戸製鋼所の平成 12 年 4 月 1 日から平成 13 年 3 月 31 日までの第 148 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、損失処理計算書及び附属明細表について監査を行った。

この監査に当たって、当監査法人は、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠し、通常実施すべき監査手続を実施した。

監査の結果、会社の採用する会計処理の原則及び手続は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠し、かつ、前事業年度と同一の基準に従って継続して適用されており、また、財務諸表の表示方法は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号)の定めるところに準拠しているものと認められた。

よって、当監査法人は、上記の財務諸表が株式会社神戸製鋼所の平成 13 年 3 月 31 日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

(注) 会社は、当事業年度より追加情報の注記に記載のとおり、退職給付に係る会計基準、金融商品に係る会計基準及び改訂後の外貨建取引等会計処理基準が適用されることとなるため、これらの会計基準により財務諸表を作成している。

以 上

---

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。

# 監査報告書

平成 14 年 6 月 26 日

株式会社 神戸製鋼所

代表取締役社長 水越 浩士 殿

## 朝日監査法人

代表社員  
関与社員 公認会計士 下地 章夫 印

代表社員  
関与社員 公認会計士 乾 一良 印

関与社員 公認会計士 北山 久恵 印

当監査法人は、証券取引法第 193 条の 2 の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社神戸製鋼所の平成 13 年 4 月 1 日から平成 14 年 3 月 31 日までの第 149 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、損失処理計算書及び附属明細表について監査を行った。

この監査に当たって、当監査法人は、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠し、通常実施すべき監査手続を実施した。

監査の結果、会社の採用する会計処理の原則及び手続は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠し、かつ、前事業年度と同一の基準に従って継続して適用されており、また、財務諸表の表示方法は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号)の定めるところに準拠しているものと認められた。

よって、当監査法人は、上記の財務諸表が株式会社神戸製鋼所の平成 14 年 3 月 31 日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。

# 監査報告書

平成 13 年 6 月 28 日

神鋼興産株式会社

代表取締役社長 丹野 宜宏 殿

朝日監査法人

代表社員 公認会計士 下地 章夫 印  
関与社員

関与社員 公認会計士 大谷 正樹 印

関与社員 公認会計士 北山 久恵 印

当監査法人は、証券取引法第 193 条の 2 の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている神鋼興産株式会社の平成 12 年 4 月 1 日から平成 13 年 3 月 31 日までの第 45 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書及び附属明細表について監査を行った。

この監査に当たって、当監査法人は、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠し、通常実施すべき監査手続を実施した。

監査の結果、会社の採用する会計処理の原則及び手続は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠し、かつ、下記事項を除き前事業年度と同一の基準に従って継続して適用されており、また、財務諸表の表示方法は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号)の定めるところに準拠しているものと認められた。

## 記

「会計処理方法の変更」に記載のとおり、当事業年度より、役員退職慰労金を支出時の費用として処理する方法から、内規に基づく期末要支給額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更した。

この変更は、従業員に係る退職給付会計基準の適用に鑑み、役員についても見直しを行い、近年の役員退職慰労金に対する引当金の計上が会計慣行として定着しつつあること及び支出時の期間損益に与える影響を考慮し、期間損益の適正化と財務内容の健全化を図るためのものであり、正当な理由に基づく変更と認められた。

この変更により従来と同一の基準を適用した場合に比し、経常利益は 42,881 千円減少し、また、税引前当期純利益は 165,216 千円減少している。

よって、当監査法人は、上記の財務諸表が神鋼興産株式会社の平成 13 年 3 月 31 日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

(注)会社は、当事業年度より追加情報の注記に記載のとおり、退職給付に係る会計基準及び金融商品に係る会計基準が適用されることとなるため、これらの会計基準により財務諸表を作成している。

以 上

---

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。

# 監査報告書

平成 14 年 6 月 26 日

株式会社 神戸製鋼所

代表取締役社長 水越 浩士 殿

## 朝日監査法人

代表社員  
関与社員 公認会計士 下地 章夫 印

代表社員  
関与社員 公認会計士 乾 一良 印

関与社員 公認会計士 北山 久恵 印

当監査法人は、証券取引法第 193 条の 2 の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている平成 13 年 10 月 16 日付で株式会社神戸製鋼所に合併された神鋼灘浜物流株式会社の平成 12 年 4 月 1 日から平成 13 年 3 月 31 日までの第 8 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、損失処理計算書及び附属明細表について監査を行った。

この監査に当たって、当監査法人は、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠し、通常実施すべき監査手続を実施した。

監査の結果、会社の採用する会計処理の原則及び手続は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠し、かつ、前事業年度と同一の基準に従って継続して適用されており、また、財務諸表の表示方法は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号)の定めるところに準拠しているものと認められた。

よって、当監査法人は、上記の財務諸表が神鋼灘浜物流株式会社の平成 13 年 3 月 31 日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。